



《会計・税務の知識》 居住者に対する支払報酬・料金等の源泉徴収

支払給与・報酬等から預かり、毎月（又は半年毎）税務署に納めている源泉所得税。今回は居住者に支払う報酬・料金等の範囲の確認、具体的な事例について取り上げます。

1. 源泉徴収義務者

居住者に報酬・料金等の支払う者は、報酬・料金等を支払う際に所得税を源泉徴収する必要があります(所法 204①)。ただし、下記の条件のいずれかに該当する個人は、源泉徴収の必要はありません。

- 給与の支払がない。
 - 常時 2 人以下の家事使用人によるのみ、給与の支払がある。
- ※ 但し、上記いずれもホステス等の業務に関わる報酬・料金等の支払がある場合は源泉徴収有り

2. 源泉徴収の対象となる報酬・料金等の範囲

| | 源泉徴収の対象となる報酬・料金等 | 源泉徴収する所得税額 |
|---|--|---|
| 1 | 原稿料、挿絵料、作曲料、ロード・マテプの吹込料、デザイン料、放送謝金、著作権・著作隣接権・工業所有権の使用料、講演料、技芸、ホーツ・知識等の教授・指導料、投資助言業務に係る報酬もしくは料金、脚本料、脚色料、翻訳料、通訳料、校正料、書籍の装丁料、速記料、版下の報酬等 | 支払金額×10% (一回に支払金額が100万円超の場合は、100万円を超える部分について20%) |
| 2 | 弁護士、公認会計士、税理士、計理士、会計士補、社会保険労務士、弁理士、企業診断員、測量士、測量士補、建築士、建築代理士、不動産鑑定士、不動産鑑定士補、技術士、技術士補、火災損害鑑定人、自動車等損害鑑定人の業務に関する報酬・料金 | 支払金額×10% (一回に支払金額が100万円超の場合は、100万円を超える部分について20%) |
| | 司法書士、土地家屋調査士、海事代理士の業務に関する報酬・料金 | (支払金額-1万円)×10% |
| 3 | 社会保険診療報酬支払基金が支払う診療報酬 | (支払金額-月20万円)10% |
| 4 | 職業野球選手、プロサッカー選手、プロテニス選手、プロレスラー、プロボクサー、プロホッケー選手、自転車レーサー、モーターボート選手、小型自動車競争選手、競馬騎手、マゼンなどプロホッケーの業務に関する報酬・料金 | 支払金額×10% (一回に支払金額が100万円超の場合は、100万円を超える部分について20%) |
| | 外交員、集金人、電力量計の検針人の業務に関する報酬・料金 | (支払金額-5万円)×10% |
| | | {その月中の料金・報酬-(12万円-その月中の給与等の額)}×10% |

| | | |
|---|--|--|
| 5 | 芸能人等に支払う出演料や演出料、企画の報酬等 | 支払金額×10% (一回に支払金額が100万円超の場合は、100万円を超える部分について20%) |
| | 芸能人の役務の提供を内容とする事業の報酬・料金 | |
| 6 | バー・キャバレー等のホステス、バンケットホステス・コンパニオン等の業務に関する報酬・料金 | (支払金額-控除額)×10% ※控除額=(5,000円×支払金額の計算期間日数)-その計算期間の給与等の額 |
| 7 | 役務の提供を受けることを約することにより一時に支払う契約金 | 支払金額×10% (一回に支払金額が100万円超の場合は、100万円を超える部分について20%) |
| 8 | 事業の広告宣伝のための賞金 | (支払金額-50万円)×10% |
| | 馬主に支払う競馬の賞金 | {支払金額-(支払金額×20%+60万円)}×10% |

3. 具体的な事例

①車代として支払う講演料

例えば、講演料の代わりに車代を支払った場合は、源泉徴収は必要でしょうか？

答えはYESです。

名目が謝礼、車代、記念品代等であったとしても、講演料の性質を有するものであれば源泉徴収が必要になります。

また、金銭に代えて支給される記念品は、所定の評価方法により評価して金額を基にして源泉徴収税額を算定します。(評価方法等詳細はご担当者にご確認ください。)

②店舗のPOP 広告製作料

所得税基本通達にデザインの範囲が定められていますが、この中にグラフィックデザインというものがあります。これには、広告、ポスター、包装紙等のデザインが該当します。

POP 広告は広告のデザインであり、可視的に表現されているものであることから、左表1のデザイン報酬に該当することになります(所基通 204-7)。

4. おわりに

いわゆる士業については、源泉徴収を忘れることはあまりありませんが、他の業務では報酬の請求者も源泉所得税の認識が無く、漏れることが多々あります。

徴収漏れ・納付漏れは、源泉徴収義務者が延滞税や不納付加算税を負担しなければなりません。また懲役や罰金、またはこれの併科という罰則も規定されています(所法 240、242③)。気をつけたいですね。

(担当: 國井)